

多摩リハビリテーション学院同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は多摩リハビリテーション学院同窓会と称し、事務所を東京都青梅市根ヶ布1丁目642-1、多摩リハビリテーション学院（以下学院という。）事務局内に置く。
- 第2条 本会は本学院卒業生、学院教職員及びその他の学院関係者をもって組織する。名誉会長は学院長とする。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を通じ、自己の人格形成と医療、福祉技術のレベルアップ、あわせて学院の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会はその目的達成のために次のことを行なう。
- （1） 会員名簿及び会報の発行
 - （2） 総会・委員会・役員会その他の集会
 - （3） その他必要な事業
 - ・ 卒後教育（定期的な勉強会の計画）
 - ・ 会員に向けての就職情報の提供など

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は正会員、特別会員、賛助会員をもって構成する。
- （1） 正会員 学院の卒業生。ただし学院の中退者で入会を希望する場合は役員会の承認を得てこれに加えることができる。
 - （2） 特別会員 学院の教職員及び役員会が承したその他の学院関係者。
 - （3） 賛助会員 本会の主旨に賛同して、後援寄付等をなし役員会において承認された者。

第3章 総 会

- 第6条 本会の総会は、会長が、年に1度定時総会を招集するほか、必要に応じて臨時総会を招集する。定時総会では、次の事項を審議、離決又は報告する。
- （1） 本会の予算、決算に関する事項。
 - （2） 事業に関する事項。
 - （3） 次年度の事業計画の決定。
 - （4） その他会長の必要と認めた事項。

第4章 役員会

- 第7条 本会に役員会を置き、次の役員をもって構成する。
名誉会長 1名 会 長 1名 副会長 名 理事 名 監事 名 会計 名
- 第8条 役員職責は次のとおりとする。
- （1） 名誉会長は本会の重要事項に関して相談にあずかる。
 - （2） 会長は本会を代表して会務を総括する。
 - （3） 副会長は会長を補佐し会長に重要事項の執行のあるときは、会長の指名によりその職務を代行する。
 - （4） 理事は本会の日常事項を審議執行するほか、本会内部の連絡調整をはかる。
 - （5） 監事は本会の会計を監査する。
 - （6） 会計は本会の会計事務を統括する。

第9条 役員会は必要な都度、会長が召集し、議事を審議する。

第10条 名誉会長以外の役員任期は2ヵ年とする。ただし再任を妨げない。なお、補充役員任期は前任者の残期間とする。

第5章 顧 問

- 第11条 本会に顧問を置き、顧問は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第12条 顧問は重要事項につき、会長の諮問に応じ委員会において、意見を述べるができる。

第6章 会 費

- 第13条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第14条 本会の正会員は、入会時に入会金を納入する。
- 第15条 入会金は8,000円とする。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

- 第17条 本会則は役員会で3分に2以上の承認により提案し、総会の承認を得なければこれを変更することができない。
- 第18条 本会の名誉を汚す行為のあった会員は、役員会の決議によって除名することができる。
- 第19条 平成12年3月の卒業生をもって第1期正会員とし、以下卒業年毎に順を追って第何期会員とする。
- 第20条 運営上必要な細則は役員会において決定する。
- 第21条 本会則は平成12年4月1日より効力を有する。
本会則は平成25年5月14日より効力を有する。